

No.	意見概要	同旨意見 件数	意見に対する考え方
1	改正内容に関する賛成意見	3	御意見ありがとうございます。
2	小型蒸留操作や、加熱分解前処理操作の試料量及び試薬量の少量化も認めるべきではないか。	1	少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作等につきましては、環境省において検証未了と判断し公定法への適用を除外いたしました。有識者等の意見を聞きながら引き続き検討を進めてまいります。
3	小型蒸留装置や小型加熱分解法の公定法としての検証をできるだけ早く実施するよう要請する。	1	
4	小型蒸留装置について、検証完了の方式のものから順次、認めることを希望。	2	
5	現行法と比較して同等の結果が得られることが確認できた場合には、小型蒸留法を利用することができるようにできないか？	1	
6	小型蒸留操作が検証未了のため除外されたところが、検証されたものと検証されなかったものとの差は何か？同等に扱われるべきではないか。	1	
7	JIS K 0102 の2016年改正において、66.1全水銀の66.1.1備考3に高感度水銀専用原子吸光装置による測定方法が導入されたが、S46環告第59号付表1の改正の予定はないか？	1	小型蒸留については、公定法の導入に際し、有識者から多数の媒体による検証試験を行う必要性が指摘され環境省において検証未了と判断したものです。有識者等の意見を聞きながら引き続き検討を行ってまいります。
8	アルキル水銀はJIS K 0102の次期改正で誘導体化G-C-M S法が追加される。この方法について告示に採用できるか速やかな検討をお願いしたい。	2	
9	告示で安全で効率性が高い分析方法や分析項目の合理性のある考え方を示していただきたい。	1	
10	S49環告第64号において、測定値の有効数字の取扱い(切り捨て、JIS丸め)や、許容限度が2物質以上の濃度の和とされている項目(「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」、「1,3-ジクロロプロペン(シス体+トランス体)」)について、測定値のいずれかが定量下限値未満の場合、定量下限値を測定値として取り扱うのか定量下限値未満の数値はゼロとして取り扱うのかなど、示して欲しい。	1	数値の取扱いや個々の分析結果に基づく取扱いについては、今回改正された測定方法を告示の範囲ではありませんが御意見として承り、必要に応じて検討してまいります。
11	総水銀が不検出の場合においてアルキル水銀の分析を行うことなく、不検出とすることができることを告示で示していただきたい。	2	
12	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環告19号)で、シアン化合物は風乾土を直接蒸留した後に検液を分析する方法となっている。土対法調査では、調査対象により地点数が100を超えることもあるが、含有量の対象は全シアンではなく遊離シアンであることから、シアン化合物を遊離させて流れ分析法で分析する方法が適用できるのではないか。	1	環告19号付表 3(3)に従って作成した検液を 規格38.5 流れ分析法(38.1の操作は除く)で測定する方法は適用可能です。

No.	意見概要	同旨意見 件数	意見に対する考え方
13	JIS K0102 42.6では試料を、「42.1の操作でアンモニウムイオンを共存物から分離した後、適用する。ただし、妨害物質を含まない試料は、蒸留操作を省略してもよい。この場合は懸濁物の多い試料には適用できない。」とあるが、3.2において「ただし、陰イオンの試験では、特に断らない限り、ろ過した試料を用いる。」とある。検定方法にはイオンクロマトグラフ法も含まれているとおり42.の分析対象はアンモニウムイオンであり、過去のパブリックコメントの回答より、イオンクロマトグラフ法以外の方法であってもろ過が認められている。よって、懸濁物の多い試料であってもろ過操作により流れ分析は適用できる。(これが不可であればイオンクロマトグラフ法も不可となってしまう)また、流れ分析においては42.1の操作も含まれたシステムも多くあることから、こちらも適用が可能と言うことでよいのか。	1	アンモニウムイオンは陽イオンのため、規格3.2には当てはまりません。また、JIS K 0102 42.6において「妨害物質を含まない試料は蒸留操作を省略してよい」となっておりますが、「この場合は懸濁物の多い試料には適用できない。」とされております。このことから、懸濁物の多い試料のアンモニウムイオンを測定する際には蒸留操作を行う必要があります。
14	アルキル水銀の検定方法について、昭和46年環告59号では付表2によることとされており、昭和49年環告64号では昭和46年環告59号付表2及び昭和49年環告64号付表3となっている。これは、環境基準ではガスクロマトグラフによる定量が認められているが、排水基準についてはガスクロマトグラフによる定量は認められず、薄層クロマト分画-還元気化原子吸光法で定量しなければならないということか。	1	環告64号では、「検出されないこと」は両者の検定方法による排出の汚染状態を検定した場合において、両者の検定結果が定量限界以上となる場合以外をいうものとされています。そのため、いずれかの方法を行ってその検定結果が定量限界を下回った場合は、他の一方の方法による検定を行う必要はないものとされています。
15	昭和46年環告59号付表2、昭和49年環告64号付表3共にベンゼンからトルエンに変更されるのか。	1	今回の改正は、環告59号付表2のみとなっております。別紙1の改正対象告示は、環告59号付表2を引用する告示の改正を表しております。御指摘の内容も含め公定法の改善及び見直しにつきましては、有識者等の意見を聞きながら引き継ぎ検討を進めてまいります。
16	昭和49年環告64号付表1備考にヘキサンの代わりにベンゼン又はジクロロメタンを用いることができる。とあるが、ベンゼンの代わりにトルエンが使用できるのではないのか。	1	
17	JIS K0102及びJIS K0170の次期改正の内容について、どのように知り得たのか。	1	原案作成機関等との情報共有を行っています。
18	国際規格ISOにて全窒素のUV分解前処理方法が2010年に規格化(ISO 29441:2010(E))されているようですが、JIS K0170-3にてISO規格を基にUV分解法がJIS化されないのはなぜか？どのような理由でUV分解の方法が除外となっているのか？	1	
19	前回、前々回の日本工業規格(JIS)K0102にかかる告示が環境省から出され、その際に、環境省から示されたパブリックコメントに対する回答のうち、分析方法にかかる技術的な内容については、次期改正のJISに反映されるか教えて欲しい。試料中の懸濁物についてのものがあつたと記憶している。	1	日本工業規格(JIS)に関する事項につきましては、工業標準化法に基づいて経済産業省に設置されている審議会において調査・審議が行われています。3月20日に公表されておりますので、確認いただければと思います。
20	JISK0102 34.4備考9において、添加回収率に関する記述があるが、文章が分かりづらい。回収率を算出する過程について、パブコメの回答でもよいので、式を例示するなど示して欲しい。	1	
21	全シアン分析の概要で、JIS現行法において除外されている方法が環境省規格になるものか。JISK0102が改正されてから後、環境省規格が良いのではないのか。	1	公定法への新たな測定方法の適用については、環境省において有識者等の意見を聞きながら独自に検討しているものです。日本工業規格(JIS)で定めている測定方法は可能な限り引用するものとしています。
22	検証結果の公表はどのような形で行われて、どのようにオーサライズされているのか。	1	環境省が実施する委託業務において有識者等の意見を踏まえ決定しており、その内容については報告書として取りまとめて公表することとしています。
23	ふっ素、全シアンなど7項目で、「JISK0102の次期改正において、少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作の導入が検討されている。公定法としての検証が未了のため、適用除外となるように告示を改正する。」とされているが、検証が未了の測定法ありきで、適用除外とするのは順番が逆ではないか？公定法としての検証が完了するまで分析方法の変更を待ち、現状の測定法で適用を継続すべきと考えられるが、なぜ今回適用除外にできるのか教えて欲しい。	1	公定法への新たな測定方法の適用については、環境省において有識者等の意見を聞きながら独自に検討しているものです。日本工業規格(JIS)で定めている測定方法は可能な限り引用するものとしています。少量の試料で蒸留を行う小型蒸留操作等につきましては、環境省において検証未了と判断し公定法への適用を除外いたしました。有識者等の意見を聞きながら引き継ぎ検討を進めてまいります。このため、御指摘の項目については、従来の測定方法が今後も適用されることとなります。